

530・531

公認スキーパトロール検定規程並びに公認スキーパトロール検定基準と
実施要領改正に伴う関連規程運用に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、公認スキーパトロール検定規程並びに公認スキーパトロール検定基準と実施要領改正に伴う、関連規程運用に関し必要な事項を定める。

(期 間)

第2条 この内規の有効期間は令和12年7月31日までとする。

(対 象)

第3条 この内規の適用範囲は次のとおりとする。

- ① 規約規程530 公認スキーパトロール検定規程（以下「規程530」）
- ② 規約規程531 公認スキーパトロール検定基準と実施要領規程（以下「規程531」）

(検定員)

第4条 公認スキーパトロール検定会のスノーボードの検定員は、規程530第6条第1項（4）に定めるほか、スノーボードA級検定員資格が有効な、本連盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員の中から、本連盟教育本部長が委嘱することができる。

(講師)

第5条 養成講習会の講師は、規程531の4（4）②に定めるほか、本連盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員とし、当該年度のスノーボード中央研修会又はスノーボード技術員研修会を修了した者の中から、主管加盟団体が委嘱することができる。

(規程の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附 則 この内規は、令和7年8月1日から施行する。

令和7年5月29日 制定